

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.001

処 分 名	こども医療費の返還
処 分 の 概 要	偽りその他不正の行為によりこども医療費の助成を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その助成を受けた額の全部又は一部について返還の手続きを進めます。
根拠条例等・条項	春日部市こども医療費の助成に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 96 号）第 2 条第 1 項第 4 号、第 10 条 春日部市こども医療費の助成に関する条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 30 号）第 12 条
処 分 基 準	◎市長は、偽りその他不正の行為によりこども医療費の助成を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者からその助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/6520.html
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市こども医療費の助成に関する条例（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （4）医療費 医療保険各法で規定する医療給付の対象となる費用（入院時食事療養費及び交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費は除く。）をいう。 （助成金の返還） 第 10 条 市長は、偽りその他不正の行為によりこども医療費の助成を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。 ■春日部市こども医療費の助成に関する条例施行規則（助成金の返還） 第12条 条例第10条の規定による助成金の返還は、こども医療費助成金返還通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.002

処 分 名	こども医療費の損害賠償との調整
処 分 の 概 要	医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給資格者が損害賠償を受けたときは、その限度において、こども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したこども医療費の額に相当する額について返還の手続きを進めます。
根拠条例等・条項	春日部市こども医療費の助成に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 96 号）第 2 条第 1 項第 4 号、第 9 条、第 10 条 春日部市こども医療費の助成に関する条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 30 号）第 12 条
処 分 基 準	◎市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給資格者が損害賠償を受けたときは、その限度において、こども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したこども医療費の額に相当する額を返還させることができる。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日（最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/6520.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市こども医療費の助成に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(4) 医療費 医療保険各法で規定する医療給付の対象となる費用（入院時食事療養費及び交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費は除く。）をいう。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給資格者が損害賠償を受けたときは、その限度において、こども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したこども医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為によりこども医療費の助成を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

■春日部市こども医療費の助成に関する条例施行規則

(助成金の返還)

第12条 条例第10条の規定による助成金の返還は、こども医療費助成金返還通知書（様式第8号）により行うものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.003

処 分 名	養育医療費用の徴収
処 分 の 概 要	母子保健法第 21 条の 4 第 1 項の規定により、法第 20 条の規定による養育医療の給付に要する費用を受給児童から又は扶養義務者から徴収することができます。
根拠法令等・条項	母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）第 20 条、21 条の 4 第 1 項 春日部市母子保健法施行細則（平成 25 年 3 月 22 日規則第 23 号）第 9 条、第 10 条
処 分 基 準	◎市長は、母子保健法第 21 条の 4 の規定に基づき養育医療に要した費用を扶養義務者から徴収する。 徴収する額は春日部市母子保健法施行細則の別表（第 9 条関係）により算出し速やかに決定し、春日部市会計規則の規定により納入通知書を発行し徴収する。
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/6524.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■母子保健法

（養育医療）

第二十条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

五 移送

4 養育医療の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定養育医療機関」という。）に委託して行うものとする。

5 都道府県知事は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、第一項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。

6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第十九条の十二の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。

7 児童福祉法第十九条の十二、第十九条の二十及び第二十一条の三の規定は養育医療の給付について、同法第二十条第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十九条の十二中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第十九条の二十（第二項を除く。）中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第一項中「第十九条の三第十項」とあるのは「母子保健法第二十条第七項において読み替えて準用する第十九条の十二」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二十一条の三第二項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

（費用の徴収）

第二十一条の四 第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

■春日部市母子保健法施行細則

（費用の徴収）

第9条 市長は、法第21条の4第1項の規定により、法第20条の規定による養

育医療の給付に要する費用（以下「費用」という。）を受給児童又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収することができる。

2 前項の規定による費用の額は、別表により算定した額とする。

3 市長は、第1項の規定により費用を徴収するときは、養育医療費用徴収額決定通知書（様式第15号）を、納入義務者に通知するものとする。

（費用の徴収額の特例）

第10条 前条第2項の規定にかかわらず、納入義務者が春日部市こども医療費の助成に関する条例（平成17年条例第96号）第3条の規定による対象者又は春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年条例第98号）第3条の規定による対象者であり、かつ、当該納入義務者から同意書（様式第16号）の提出があったときは、市長は前条第2項の規定により算定した額から当該こども医療費又はひとり親家庭等医療費の助成を受けた額に相当する額を控除した額を徴収額とすることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.004

処 分 名	児童手当の支払の一時差し止め
処 分 の 概 要	児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく法第 26 条による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払いを一時差しとめることができます。
根拠法令等・条項	児童手当法（昭和 46 年 5 月 27 日法律第 73 号）第 11 条
処 分 基 準	判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽されているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/6521.html
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■児童手当法 第十一条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第二十六条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.005

処 分 名	児童手当の不正利得の徴収
処 分 の 概 要	支給要件に該当していないのに、これに該当しているものと偽って児童手当の支給を受けた場合のほか、支給要件に該当しているが、支給要件の児童の数を実際より多く偽って支給を受けることができる正当な額より多くの額の支給を受けた場合も、審査をした後に返還の手続きを進めます。
根拠法令等・条項	児童手当法（昭和 46 年 5 月 27 日法律第 73 号）第 14 条
処 分 基 準	◎偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市長は受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収する。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/6521.html
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■児童手当法（昭和 46 年 5 月 27 日法律第 73 号） （不正利得の徴収） 第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.006

処 分 名	ひとり親家庭等医療費の損害賠償との調整
処 分 の 概 要	医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したひとり親家庭等医療費の額に相当する額について返還の手続きを進めます。
根拠条例等・条項	春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 98 号）第 10 条
処 分 基 準	◎市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したひとり親家庭等医療費の額に相当する額を返還させることができる。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6513.html
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（損害賠償との調整） 第10条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したひとり親家庭等医療費の額に相当する額を返還させることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.007

処 分 名	ひとり親家庭等医療費の返還
処 分 の 概 要	偽りその他不正の行為により、ひとり親家庭等医療費の助成を受けたとき、他の法令等により医療費の支給を受けたとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、助成を受けた額の全部又は一部について返還の手続きを進めます。
根拠条例等・条項	春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 98 号）第 11 条 春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 31 号）第 22 条
処 分 基 準	◎市長は、偽りその他不正の行為により、ひとり親家庭等医療費の助成を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6513.html
根拠条例及び 関係例規等の抜粋	■春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 （助成金の返還） 第11条 市長は、偽りその他不正の行為によりひとり親家庭等医療費の助成を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。 ■春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則 （助成金の返還） 第 22 条 条例第 11 条の規定による助成金の返還は、ひとり親家庭等医療費助成金返還通知書（様式第 12 号）により行うものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.008

処 分 名	児童扶養手当の不正利得の徴収
処 分 の 概 要	偽りその他の不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により受給額に相当する金額の全部又は一部について返還の手続きを進めます。
根拠法令等・条項	児童扶養手当法（昭和 36 年 11 月 29 日法律第 238 号）第 23 条
処 分 基 準	判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽くされているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/10888.html
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■児童扶養手当法 （不正利得の徴収） 第二十三条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 国民年金法第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。この場合において、同法第九十七条第一項中「年十四・六パーセント（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）」とあるのは、「年十四・六パーセント」と読み替えるものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.009

処 分 名	児童扶養手当の支給の制限
処 分 の 概 要	受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族、並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、手当の全部又は一部を支給しません。 また、受給資格者、配偶者、児童が公的年金・遺族補償等の給付を受けることができるとき等、手当の全部又は一部を支給しません。 さらに、手当の支給開始等から一定の期間が経過した、受給資格者（養育者を除く）に対する手当については、その一部を支給しません。ただし、受給資格者がその期間の経過後に、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、その該当している期間は一部支給停止措置を適用しません。
根拠法令等・条項	児童扶養手当法（昭和 36 年 11 月 29 日法律第 238 号）第 9 条、第 9 条の 2、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 13 条の 2、第 13 条の 3、第 14 条 児童扶養手当施行規則（昭和 36 年 12 月 7 日号外厚生省令第 51 号）第 3 条の 2、第 3 条の 3、第 3 条の 4
処 分 基 準	判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽されているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/10888.html

■児童扶養手当法

（支給の制限）

第九条 手当は、受給資格者（略）の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

2 受給資格者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は受給資格者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。

第九条の二 手当は、受給資格者（略）の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

第十条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

第十一条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

第十二条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（略）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の十月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、第九条から前条までの規定を適用しない。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、政令の定めるところにより、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は一部を（略）市（略）に返還しなければならない。

一 当該被災者（第九条第一項に規定する養育者を除く。以下この号におい

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

て同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第九条第一項に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

二 当該被災者(第九条第一項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第九条の二に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

三 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第十条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第十三条 第九条から第十一条まで及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第十三条の二 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつておりとき。

三 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつておりとき。

四 父又は母の死亡について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付(以下この条において「遺族補償等」という。)を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付(次項において「障害基礎年金等」という。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則

第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 遺族補償等(父又は母の死亡について支給されるものに限る。)を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

3 手当は、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき(その全額につきその支給が停止されているときを除く。)は、政令で定めるところ

ろにより、当該障害基礎年金等の給付（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額に相当する額を支給しない。

- 4 第一項各号列記以外の部分及び前項の政令を定めるに当たっては、監護等児童が二人以上である受給資格者に支給される手当の額が監護等児童が一人である受給資格者に支給される手当の額を下回ることのないようにするものとする。

第十三条の三 受給資格者（養育者を除く。以下この条において同じ。）に対する手当は、支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき（第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき）は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えることができない。

- 2 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、内閣府令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。

第十四条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

- 一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十九条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。
- 二 受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十九条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。
- 三 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。
- 四 受給資格者（養育者を除く。）が、正当な理由がなくて、求職活動その他内閣府令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。
- 五 受給資格者が、第六条第一項の規定による認定の請求又は第二十八条第一項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。

■児童扶養手当法施行規則

（支給停止に関する届出）

第三条の二 受給者は、法第九条第一項、第十条又は第十一条の規定により手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じたときは、十四日以内に、児童扶養手当支給停止関係届（様式第五号の二）を手当の支給機関に提出しなければならない。この場合においては、第一条第八号に掲げる書類その他の当該事由を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

- 2 受給者は、法第九条第一項の規定により手当の一部を受けないこととなつ

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

ている事由が消滅したときは、十四日以内に、児童扶養手当支給停止関係届を手当の支給機関に提出しなければならない。この場合においては、第一条第七号に掲げる書類その他の当該事由が消滅したことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

- 3 受給者は、法第十二条第一項の規定により法第九条第一項の規定を適用しない事由が生じたときは、十四日以内に、児童扶養手当被災状況書を手当の支給機関に提出しなければならない。

第三条の三 受給者は、法第十三条の二の規定により手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じたときは、十四日以内に、公的年金給付等受給状況届（様式第五号の三）を手当の支給機関に提出しなければならない。この場合においては、第一条第九号又は第十号に掲げる証明書を添えなければならない。

- 2 受給者は、法第十三条の二の規定により手当の一部を受けないこととなっている事由が消滅したとき又は当該事由の内容に変更が生じたときは、十四日以内に、公的年金給付等受給状況届を手当の支給機関に提出しなければならない。この場合においては、第一条第九号又は第十号に掲げる証明書を添えなければならない。

（一部支給停止の適用除外に関する届出）

第三条の四 受給資格者（養育者を除く。以下この条、第二十四条の五第三項、第二十四条の六及び第二十六条第二項において同じ。）は、法第十三条の三第一項に規定する期間が満了する月の翌月以降において、令第八条各号に掲げる事由に該当する場合又は該当する見込みである場合であつて、法第十三条の三第二項の規定の適用を受けようとするときは、当該適用を受けようとする月（以下「適用除外事由発生月」という。）の属する年の八月一日（略）から適用除外事由発生月の末日（略）までに、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（様式第五号の四）を、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に掲げる書類等その他当該事由が生じていること又は生ずる見込みであることを明らかにできる書類等を添えて、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

- 一 令第八条第一号に掲げる事由に該当する場合又は該当する見込みである場合 次のイからハまでに掲げる場合に依り、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類（略）

イ 就業している場合 雇用されていることを証明することができる書類の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行つていることを証する書類その他の受給資格者が就業していることを明らかにできる書類

- ロ 求職活動をしている場合 次に掲げるいずれかの書類

（１）公共職業安定所、母子家庭就業支援事業（略）若しくは父子家庭就業支援事業（略）を実施する機関、特定地方公共団体（略）又は職業紹介事業者（略）において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

- (2) 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行っていることを明らかにできる書類
- ハ 第二十四条の五第二項第一号に掲げる活動をしている場合 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図っていることを明らかにできる書類
- 二 令第八条第二号に掲げる事由に該当する場合又は該当する見込みである場合 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
- 三 令第八条第三号に掲げる事由に該当する場合又は該当する見込みである場合 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類等
- イ 第二十四条の五第三項第一号に該当する場合又は該当する見込みである場合 医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類等
- ロ 第二十四条の五第三項第二号に該当する場合又は該当する見込みである場合 次に掲げるいずれかの書類等
- (1) 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の監護する児童が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等及び受給資格者が当該児童を介護する必要があることを明らかにできる書類
- (2) 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等及び受給資格者が当該親族を介護する必要があることを明らかにできる書類
- 2 現に法第十三条の三第二項の規定の適用を受けている受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類等その他令第八条各号に掲げる事由が生じていることを明らかにできる書類等を添えて、毎年八月一日から同月三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。ただし、同項の規定により当該書類等が既に提出されているときは、当該書類等については、この限りでない。
- 一 令第八条第一号に掲げる事由に該当する場合 前項第一号イからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類 (略)
- 二 令第八条第二号に掲げる事由に該当する場合 前項第二号に掲げる書類等
- 三 令第八条第三号に掲げる事由に該当する場合 前項第三号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類等
- 3 前項に規定する受給資格者であつて、法第二十八条の二第一項又は第二項の規定による相談、情報の提供、助言又は支援を受けたものについては、前項中「から同月三十一日まで」とあり、及び同項第一号中「から八月三十一

日まで」とあるのは、「から九月三十日まで」とする。

- 4 前各項の規定による児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及びこれに添付する書類等の提出について、やむを得ない事情により期限までに提出できなかつた場合は、その事情が消滅してから速やかに提出しなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.010

処 分 名	児童扶養手当の支払の一時差し止め
処 分 の 概 要	手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、法第 28 条第 1 項による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払いを一時差し止めます。
根拠法令等・条項	児童扶養手当法（昭和 36 年 11 月 29 日法律第 238 号）第 15 条
処 分 基 準	判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽されているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/10888.html
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■児童扶養手当法 第十五条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.011

処 分 名	児童扶養手当の受給資格の喪失
処 分 の 概 要	児童扶養手当の支給を受けている者が、法第4条の規定による児童扶養手当の支給要件を満たさなくなった場合には、児童扶養手当資格喪失届を提出し、その受給資格を喪失します。
根拠法令等・条項	児童扶養手当法（昭和36年11月29日法律第238号）第4条 児童扶養手当法施行規則（昭和36年12月7日号外厚生省令第51号） 11条
処 分 基 準	判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽されているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成27年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/10888.html

■児童扶養手当法

(支給要件)

第四条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 父の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるものの

二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 母が死亡した児童

ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 母の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるものの

三 第一号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合（父がない場合を除く。）若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者

2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号から第四号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

一 日本国内に住所を有しないとき。

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四に規定

する里親に委託されているとき。

三 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

四 母の配偶者（前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。

五 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

六 父の配偶者（前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。

3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

■児童扶養手当法施行規則

（受給資格喪失の届出）

第十一条 受給者は、法第四条に定める手当の支給要件に該当しなくなつたときは、速やかに、児童扶養手当資格喪失届（様式第九号）を手当の支給機関に提出しなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.012

処 分 名	遺児手当支給の制限
処 分 の 概 要	受給者の前年（1月から6月までの月分の手当については、前々年）の所得が規則で定める額以上であるとき、又は受給者がこの条例等に違反したと認められるときは手当の全部又は一部を支給しません。
根拠条例等・条項	春日部市遺児手当支給条例（平成18年条例第4号）第8条 春日部市遺児手当支給条例施行規則（平成18年規則第9号）第6条
処 分 基 準	◎以下の要件の場合は、手当を支給しません。 ・受給者の前年の所得が、規則で定める額以上のとき。 なお、1月から6月までの月分の手当については、前々年の所得が対象となります。 ・受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるとき。 ※参考：規則で定める所得制限額（受給者本人の所得） ・扶養親族0人…2,080,000円 ・扶養親族1人…2,460,000円 ・扶養親族2人…2,840,000円 ・扶養親族3人…3,220,000円 ・扶養親族4人…3,600,000円 ・一律控除80,000円のほか、諸控除が受けられる場合があります。 ※参考：条例、規則に違反したときとは、 ・受給者が手当の認定に必要な書類の提出に応じないとき ・受給者が当該児童の監護をしていないとき
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：令和7年4月1日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6514.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市遺児手当支給条例

（支給の制限）

第8条 市長は、受給者の前年（1月から6月までの月分の手当については、前々年。以下同じ。）の所得が、当該受給者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給者の扶養親族等でない児童（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する児童をいう。）で当該受給者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、その年の7月から翌年の6月までの手当を支給しない。

2 市長は、受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

■春日部市遺児手当支給条例施行規則

（所得制限の額）

第6条 条例第8条第1項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ算出した額とする。

（1） 加算対象扶養親族等（条例第8条第1項に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族をいう。以下この条において同じ。）に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族（同法に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。）以外のものをいう。以下この条において同じ。）及び児童（条例第8条第1項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）がない場合 2,080,000円

（2） 加算対象扶養親族等又は児童がある場合 2,080,000円に次に掲げる額を加算した額

ア 当該加算対象扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者（70歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。以下この条において同じ。）、老人扶養親族（同法に規定する老人扶養親族をいう。以下この条において同じ。）又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族及び19歳未満の控除対象扶養親族をいう。以下この条において同じ。）に該当するものを除く。）及び当該児童の数に380,000円を乗じて得た額

イ 当該加算対象扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に480,000円を乗じて得た額

ウ 当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に530,000円を乗じて得た額

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.013

処 分 名	遺児手当の返還
処 分 の 概 要	偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた者には、受給額に相当する金額の全部又は一部を返還させます。
根拠条例等・条項	春日部市遺児手当支給条例（平成 18 年条例第 4 号）第 12 条
処 分 基 準	◎以下の要件の場合は、受給額に相当する全部又は一部の金額を返還することとなります。 ・偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた場合 ※参考：偽りその他不正な手段とは ・条例、規則に基づく手続きの遅延による場合 ・遺児、保護者（遺児との別居や遺児との関係、事実上婚姻と同様の事情など）に該当していないのにその届出をしていない場合
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6514.html
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市遺児手当支給条例 （手当の返還） 第 12 条 市長は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた者があるときは、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.014

処 分 名	自立支援教育訓練給付金の不正利得の徴収
処 分 の 概 要	偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、受給額に相当する金額の全部又は一部について返還の手続きを進めます。
根拠法令等・条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年 7 月 1 日法律第 129 号)第 31 条の 2、第 31 条の 10
処 分 基 準	偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、市長は受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収する。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6516.html
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■母子及び父子並びに寡婦福祉法 （不正利得の徴収） 第三十一条の二 偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 （父子家庭自立支援給付金） 第三十一条の十 第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第三十一条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第一号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第二号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第三十一条の二中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第三十一条の三及び第三十一条の四中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.015

処 分 名	高等職業訓練促進給付金の不正利得の徴収
処 分 の 概 要	偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、受給額に相当する金額の全部又は一部について返還の手続きを進めます。
根拠法令等・条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年 7 月 1 日法律第 129 号)第 31 条の 2、第 31 条の 10
処 分 基 準	偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、市長は受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収する。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6517.html
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■母子及び父子並びに寡婦福祉法 （不正利得の徴収） 第三十一条の二 偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 （父子家庭自立支援給付金） 第三十一条の十 第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第三十一条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第一号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第二号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第三十一条の二中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第三十一条の三及び第三十一条の四中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.016

処 分 名	高等職業訓練修了支援給付金の不正利得の徴収
処 分 の 概 要	偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、受給額に相当する金額の全部又は一部について返還の手続きを進めます。
根拠法令等・条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年 7 月 1 日法律第 129 号)第 31 条の 2、第 31 条の 10
処 分 基 準	偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、市長は受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収する。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6517.html
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■母子及び父子並びに寡婦福祉法 （不正利得の徴収） 第三十一条の二 偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 （父子家庭自立支援給付金） 第三十一条の十 第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第三十一条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第一号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第二号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第三十一条の二中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第三十一条の三及び第三十一条の四中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.017

処 分 名	高等職業訓練促進給付金の支給の取消
処 分 の 概 要	高等職業訓練促進給付金の受給者が支給要件に変更または非該当になったときは、支給の変更または取消の手続きをします。
根拠法令等・条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和 39 年 7 月 1 日厚生省令第 32 号)第 6 条の 11、第 6 条の 13～第 6 条の 15、第 6 条の 17 の 7
処 分 基 準	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第六条の十五に該当するときは、支給決定の取消をします。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6517.html
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則 第六条の十一 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十八条第一項の支給要件（第六条の十三及び第六条の十五第一項において「支給要件」という。）に該当するか否か及び令第二十八条第三項の給付金の額に関する事項を調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の可否及び支給する場合における給付金の額の決定を行わなければならない。 2 都道府県知事等は、前項の決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。 第六条の十三 母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けている配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下この条から第六条の十五までにおいて「受給者」という。）は、支給要件に該当しなくなったとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わったときは、十四日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。 第六条の十四 都道府県知事等は、受給者の養成機関における在籍状況、修得単位の状況又は出席状況を確認するために必要があると認めるときは、当該受給者に対し、在籍証明書及び養成機関における修得単位証明書の提出又は出席状況の報告を求めることができる。 2 都道府県知事等は、受給者の所得の状況を確認するため必要があると認めるときは、当該受給者に対し、児童扶養手当証書又は所得の額

等についての市町村長の証明書の提出を求めることができる。

- 3 都道府県知事等は、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者の市町村民税の課税の状況を確認するため必要があると認めるときは、当該受給者又は当該受給者と同一の世帯に属する者に対し、市町村民税の課税の状況についての市町村長の証明書の提出を求めることができる。

第六条の十五 都道府県知事等は、受給者が支給要件に該当しなくなつたときは、第六条の十一第一項の支給決定を取り消さなければならない。

- 2 都道府県知事等は、前項の決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該受給者に通知しなければならない。

(法第三十一条の十において読み替えて準用する法第三十一条第一号に規定する内閣府令で定める教育訓練等)

第六条の十七の七 第六条の五から第六条の九までの規定は、法第三十一条の十において準用する法第三十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定により配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対して支給する父子家庭自立支援教育訓練給付金について準用する。この場合において、第六条の七第二項中「第二十七条第一項第一号」とあるのは「第三十一条の九第一項において準用する令第二十七条第一項第一号」と、第六条の八第四項中「第二十七条第四項」とあるのは「第三十一条の九第一項において準用する第二十七条第四項」と読み替えるものとする。

- 2 第六条の九の二から第六条の十五までの規定は、法第三十一条の十において準用する法第三十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定により配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対して支給する父子家庭高等職業訓練促進給付金について準用する。この場合において、第六条の十第二項第三号中「第二十八条第三項第一号」とあるのは「第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第三項第一号」と、第六条の十一第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第一項」と、「第二十八条第三項」とあるのは「第三十一条の九第二項において準用する第二十八条第三項」と読み替えるものとする。

- 3 第六条の十六及び第六条の十七の規定は、令第三十一条の十第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金について準用する。この場合において第六条の十六第二項第四号中「第二十九条第三項第一号」とあるのは「第三十一条の十第二項において準用する令第二十九条第三項第一号」と、第六条の十七第一項中「第二十九条第一項」とあるのは「第三十一条の十第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する令第二十九条第三項」と読み替えるものとする。